

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正  
新旧対照表

（注）アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>別冊</p> <p align="center">酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>8 酒類の販売業免許の区分及びその意義</p> <p>法第9条《酒類の販売業免許》に規定する販売業免許の区分及びその意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 酒類販売業免許</p> <p>酒類販売業免許とは、酒類を継続的に販売することが認められる次の酒類の販売業免許をい<u>い</u>、<u>営利を目的にするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。</u></p> <p>イ 酒類小売業免許</p> <p>酒類小売業免許とは、消費者、料飲店業者又は菓子等製造業者（以下「消費者等」という。）に対して酒類を継続的に販売（以下「小売」という。）することが認められる次の酒類販売業免許をいう。</p> <p>(注) <u>1</u> （省略）</p> <p><u>2</u> 「<u>料飲店業者</u>」とは、<u>酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する営業を行う者をいう。</u></p> <p><u>3</u> 「<u>菓子等製造業者</u>」とは、<u>酒類を菓子、パン、漬物等の製造用の原料として使用する営業者をいう。</u></p> <p>(イ) （省略）</p> <p>(ロ) 通信販売酒類小売業免許</p> <p>通信販売酒類小売業免許とは、通信販売に</p>	<p>別冊</p> <p align="center">酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>8 酒類の販売業免許の区分及びその意義</p> <p>法第9条《酒類の販売業免許》に規定する販売業免許の区分及びその意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 酒類販売業免許</p> <p>酒類販売業免許とは、酒類を継続的に販売することが認められる次の酒類の販売業免許をい<u>う</u><u>（営利を目的にするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。）。</u></p> <p>イ 酒類小売業免許</p> <p>酒類小売業免許とは、消費者、料飲店業者<u>（酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する営業を行う者をいう。）</u><u>又は菓子等製造業者（酒類を菓子、パン、漬物等の製造用の原料として使用する営業者をいう。）</u>（以下「消費者等」という。）に対して酒類を継続的に販売（以下「小売」という。）することが認められる次の酒類販売業免許をいう。</p> <p>(注) （同左）</p> <p>(イ) （同左）</p> <p>(ロ) 通信販売酒類小売業免許</p> <p>通信販売酒類小売業免許とは、通信販売<u>（2</u></p>

改正後	改正前
<p>よって酒類を小売することができる酒類小売業免許をいう。</p> <p>(注) <u>1 「通信販売」とは、2 都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う販売をいう。</u></p> <p><u>2・3</u> (省略)</p> <p><u>4 2 都道府県以上にわたる場合であっても、販売場の所在する市町村（特別区を含む。）の近隣にある市町村の消費者等からの受注に基づき、当該消費者等に対し自ら配達する方法により小売を行う場合は、一般酒類小売業免許に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>なお、「自ら配達」には、酒類の配達又は引渡しを他の事業者に委託している場合を含む。</u></p> <p><u>5 酒類の店頭小売又は一の都道府県の消費者等のみを対象として小売を行う場合は、一般酒類小売業免許に該当する。</u></p> <p><u>なお、「店頭小売」とは、店頭において酒類の売買契約の申込みを受けること又は店頭において酒類を引き渡すことを行う販売をいう。</u></p> <p>(ハ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p>	<p><u>都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う販売をいう。以下同じ。）</u>よって酒類を小売することができる酒類小売業免許をいう。</p> <p>(注)</p> <p><u>1・2</u> (同左)</p> <p><u>3 酒類の店頭小売（店頭において酒類の売買契約の申込みを受けること、又は、店頭において酒類を引き渡すことを行う販売をいう。）又は一の都道府県の消費者等のみを対象として小売を行う場合には、一般酒類小売業免許に該当するのであるから留意する。</u></p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>ロ (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(2)・(3) (省略)</p> <p>10 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 公開抽選の対象となる申請書等の提出期間 申請書等は、免許年度内の何時においても提出することができるものであるが、公開抽選の対象となる申請書等の提出期間は、9月1日から同月30日（土曜日又は日曜日の場合は、その次の月曜日）までの期間（以下「抽選対象申請期間」という。）とする。</p> <p><u>(注) 「免許年度」とは、9月1日から翌年の8月31日までの期間をいう。</u></p> <p>(3)～(9) (省略)</p> <p>(10) 免許年度の開始日前一定期間における申請書等の取扱い</p> <p>イ 6月30日までの期間に受理した申請書等については、当該免許年度の免許可能枠数の範囲内で、その年の8月31日（土曜日又は日曜日の場合は、その直前の金曜日）までに処理する。</p> <p>ロ 7月1日からその年の8月31日までの期間に受理した申請書等については、その年の9月1日に受理したものと取り扱う。</p> <p>第28条 未納税移出 第1項関係 2 蔵置場の設置許可の要件 設置しようとする蔵置場の態様に従い、次の共通</p>	<p>(2)・(3) (同左)</p> <p>10 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 公開抽選の対象となる申請書等の提出期間 申請書等は、免許年度<u>（9月1日から翌年の8月31日までの期間をいう。以下同じ。）</u>内の何時においても提出することができるものであるが、公開抽選の対象となる申請書等の提出期間は、9月1日<u>（土曜日又は日曜日の場合は、その次の月曜日）</u>から同月30日（土曜日又は日曜日の場合は、その次の月曜日）までの期間（以下「抽選対象申請期間」という。）とする。</p> <p>(3)～(9) (同左)</p> <p>(10) 免許年度の開始日前一定期間における申請書等の取扱い</p> <p>イ 6月30日<u>（土曜日又は日曜日の場合は、その直前の金曜日）</u>までの期間に受理した申請書等については、当該免許年度の免許可能枠数の範囲内で、その年の8月31日（土曜日又は日曜日の場合は、その直前の金曜日）までに処理する。</p> <p>ロ 7月1日<u>（土曜日又は日曜日の場合は、その次の月曜日）</u>からその年の8月31日<u>（土曜日又は日曜日の場合は、その直前の金曜日）</u>までの期間に受理した申請書等については、その年の9月1日<u>（土曜日又は日曜日の場合は、その次の月曜日）</u>に受理したものと取り扱う。</p> <p>第28条 未納税移出 第1項関係 2 蔵置場の設置許可の要件 <u>蔵置場は、</u>設置しようとする蔵置場の態様に従い、</p>

改正後	改正前
<p>的許可要件の<u>全てかつ</u>態様別許可要件の<u>いずれかを</u>満たす必要がある。</p> <p>(1) 共通の許可要件  イ～ニ (省略)  ホ 申請場所は、支配人、管理人等責任ある職員により又は業務管理委託契約により、<u>酒類の管理が適切に</u>されている。  へ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>申請者及び申請場所が、次の共通の許可要件及び態様別許可要件の<u>いずれにも該当している場合に限り</u>許可する。</p> <p>(1) 共通の許可要件  イ～ニ (同左)  ホ 申請場所は、<u>常時支配人、管理人等責任ある職員が配置されている</u>又は業務管理委託契約により<u>適切に酒類の管理が</u>されている。  へ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p><b>第 31 条 担保の提供及び酒類の保存</b></p> <p><b>第 1 項関係</b></p> <p>1～19 (省略)</p> <p><b>20 担保の管理等</b></p> <p><u>国税庁長官、国税局長又は税務署長は、担保を受理した場合には、次の(1)から(3)に掲げるところにより、当該担保に対して担保権者としての必要な注意及び管理を行う。また、調査の結果その担保物件等について担保保全上の措置を講ずる必要があると認めるときは、通則法第51条第1項《担保の変更等》の規定により、増担保の提供、保証人の変更その他担保を保全するために必要な行為を担保提供者に命ずる。</u></p> <p><u>(注) 「その他担保を保全するために必要な行為」とは、例えば火災保険の付保、火災保険金請求権に対する質権の設定、変更登記承諾書の提出等をいう。</u></p> <p>(1) 担保物件が不動産の場合には、<u>必要に応じてその内容及び価額又は保険契約若しくは賃借契約等に変更がないかどうかを調査する。</u></p> <p>(2) 担保物件が株式、社債、貸付信託又は投資信託の受益証券及びその他の有価証券(国債及び地方債を除く。)の場合には、<u>必要に応じてその市場調査をする。</u></p>	<p><b>第 31 条 担保の提供及び酒類の保存</b></p> <p><b>第 1 項関係</b></p> <p>1～19 (同左)</p> <p><b>20 担保の管理等</b></p> <p>担保を受理した場合には、次に掲げるところにより、当該担保に対して担保権者としての必要な注意及び管理を行う<u>ものとし、調査の結果その担保物件等について担保保全上の措置を講ずる必要があると認めるときは、通則法第 51 条《担保の変更等》第 1 項の規定により、増担保の提供、保証人の変更その他担保を保全するための必要な行為(例えば火災保険の付保、火災保険金請求権に対する質権の設定、変更登記承諾書の提出等)をすることを担保提供者に命ずる。</u></p> <p>(1) 担保物件が不動産の場合には、<u>原則として年 2 回以上</u>その内容及び価額又は保険契約若しくは賃借契約等に変更がないかどうかを<u>実地に</u>調査する。</p> <p>(2) 担保物件が株式、社債、貸付信託又は投資信託の受益証券及びその他の有価証券(国債及び地方債を除く。)の場合には、<u>原則として年 4 回以上</u>その市場調査をする。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 担保物件が保証人の保証の場合には、<u>必要に応じてその保証人の資力及び保証能力等について調査する。ただし、保証人が金融機関である場合を除く。</u></p>	<p>(3) 担保物件が保証人の保証の場合 <u>(保証人が金融機関である場合を除く。)</u> には、<u>原則として年2回以上</u>その保証人の資力及び保証能力等について調査する。</p>
<p>附則（平成 29 年法律第 4 号関係）</p>	<p>附則（平成 29 年法律第 4 号関係）</p>
<p>第39条 手持品課税等</p>	<p>第39条 手持品課税等</p>
<p>6 平成29年改正法指定時以後における戻入れ等酒類の取扱い</p>	<p>6 平成29年改正法指定時以後における戻入れ等酒類の取扱い</p>
<p>(1) 引上対象酒類</p>	<p>(1) 引上対象酒類</p>
<p>平成29年改正法附則第39条第1項、第14項又は第20項《手持品課税等》の規定により手持品課税が行われた引上対象酒類が、平成29年改正法指定時以後酒類の製造場に戻入れ又は移入（以下この6において「戻入れ等」という。）された場合における新酒税法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定の適用は、次による。</p>	<p>平成29年改正法附則第39条第1項、第14項又は第20項《手持品課税等》の規定により手持品課税が行われた引上対象酒類が、平成29年改正法指定時以後酒類の製造場に戻入れ又は移入（以下この6において「戻入れ等」という。）された場合における新酒税法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定の適用は、次による。</p>
<p>イ・ロ（省略）</p>	<p>イ・ロ（同左）</p>
<p><u>ハ 引上対象酒類を戻入れ等した者と手持品課税等の申告を行った者が同一である場合の取扱い</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>手持品課税が行われた引上対象酒類が、酒類の製造場に戻入れ等された場合において、当該酒類を戻入れ等した者と当該酒類について手持品課税等の申告を行った者が同一であり、かつ、当該酒類の製造者から次の事項を記載した書面が提出されたときは、当該書面を手持品課税対象証明書として取り扱う。</u></p>	
<p><u>(イ) 当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量</u></p>	
<p><u>(ロ) 当該酒類が戻入れ等された日</u></p>	
<p><u>(ハ) 当該酒類を当該酒類の製造者の製造場に戻入れ等した者の住所及び氏名又は名称</u></p>	
<p><u>(ニ) 当該戻入れ等した者が当該酒類について手持品課税等の申告を行ったことを確認した旨</u></p>	
<p><u>なお、当該酒類を戻入れ等した者と戻入れ等された者が同一である場合には、当該書面に代えて、当該酒類について手持品課税等の</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>申告を行ったことが確認できる書面をもって手持品課税対象証明書として取り扱う。</u></p>	
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p><b>第7編 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係</b></p>	<p><b>第7編 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係</b></p>
<p><b>第8条</b></p>	<p><b>第8条</b></p>
<p><b>1 指定酒類製造者の公示の取扱い</b></p>	<p><b>1 指定酒類製造者の公示の取扱い</b></p>
<p>災免令第15条の2第3項《特定被災酒類に係る控除の特例》の規定による公示は、次に掲げる事項を記載した書面を通則令第3条第1項《災害等による期限の延長》の規定により指定された地域を所轄する全ての税務署の掲示場に<u>掲示するとともに、同一の事項を国税庁のホームページに掲載することによって行うものとする。</u></p>	<p>災免令第15条の2第3項《特定被災酒類に係る控除の特例》の規定による公示は、次に掲げる事項を記載した書面を通則令第3条第1項《災害等による期限の延長》の規定により指定された地域を所轄する全ての税務署の掲示場に掲示することによって行うものとする。</p>
<p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>(1)～(4) (同左)</p>
<p><b>2 指定の解除又は延長の取扱い</b></p>	<p><b>2 指定の解除又は延長の取扱い</b></p>
<p>災免法第8条第1項《特定被災酒類に係る控除の特例》の規定による指定を解除又は延長する場合は、特定被災酒類に係る酒税の納税義務者に代わる酒類の製造者の指定を解除又は延長した旨を記載した書面を通則令第3条第1項《災害等による期限の延長》の規定により指定された地域を所轄する全ての税務署の掲示場に<u>掲示するとともに、解除又は延長した旨を国税庁のホームページに掲載することによって行うものとする。</u></p>	<p>災免法第8条第1項《特定被災酒類に係る控除の特例》の規定による指定を解除又は延長する場合は、特定被災酒類に係る酒税の納税義務者に代わる酒類の製造者の指定を解除又は延長した旨を記載した書面を通則令第3条第1項《災害等による期限の延長》の規定により指定された地域を所轄する全ての税務署の掲示場に掲示することによって行うものとする。</p>
<p><b>第8編 酒類行政法令関係</b></p>	<p><b>第8編 酒類行政法令関係</b></p>
<p><b>第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係</b></p>	<p><b>第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係</b></p>
<p><b>第86条の5 酒類の品目等の表示義務</b></p>	<p><b>第86条の5 酒類の品目等の表示義務</b></p>
<p><b>3 酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示</b></p>	<p><b>3 酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示</b></p>
<p>(1)・(2) (省略)</p>	<p>(1)・(2) (同左)</p>
<p>(3) 税率適用区分</p>	<p>(3) 税率適用区分</p>
<p>税率適用区分の表示は、次による。</p>	<p>税率適用区分の表示は、次による。</p>
<p>イ <u>改正前の組合令第8条の3第1項第5号《表示事項》</u>に規定するその他の発泡性酒類の税率</p>	<p>イ <u>発泡酒は、「麦芽使用率〇〇%」と表示する。ただし、「麦芽使用率25%未満」、「麦芽使</u></p>

改正後	改正前
<p><u>適用区分の表示は、令和5年9月30日までの間、次の(イ)から(ハ)に掲げるとおり表示する。</u></p> <p><u>(注) 上記のその他の発泡性酒類は、平成29年改正令附則第2条第3項《酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置》の適用を受けるものをいう。</u></p> <p><u>(イ) 平成29年改正法附則第36条第2項第4号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定するその他の発泡性酒類は、「酒類の品目」、「発泡性を有する旨」の後に「①」と表示する。</u></p> <p><u>(注) 上記の表示については、令和5年10月1日以降も引き続き表示することとして差し支えない。</u></p> <p><u>(ロ) 平成29年改正法附則第36条第2項第3号に規定するその他の発泡性酒類は、「酒類の品目」、「発泡性を有する旨」の後に「②」と表示する。</u></p> <p><u>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)以外のその他の発泡性酒類(平成29年改正法附則第34条《その他の発泡性酒類の範囲に関する経過措置》の適用を受けるその他の発泡性酒類に限る。)は、「酒類の品目」、「発泡性を有する旨」の後に「③」と表示する。</u></p> <p><u>ロ 法第3条第18号《その他の用語の定義》に規定する発泡酒の税率適用区分の表示は、令和8年9月30日までの間、次の(イ)又は(ロ)に掲げるとおり表示する。</u></p> <p><u>(イ) 麦芽使用率の表示</u></p> <p><u>法第3条第18号イに掲げる発泡酒は、「麦芽使用率〇〇%」と表示する。ただし、「麦芽使用率25%未満」、「麦芽使用率25%以上50%未満」、「麦芽使用率50%以上」のものについては、その旨を表示することとしても差し支えない。</u></p> <p><u>(注) 上記の表示については、令和8年10月</u></p>	<p><u>用率25%以上50%未満」、「麦芽使用率50%以上」のものについては、その旨(「麦芽使用率50%以上」のものについては「麦芽使用率〇〇%以上」)を表示することとしても差し支えない。</u></p> <p><u>ロ その他の発泡性酒類は、酒類の「品目」、「発泡性を有する旨」の後に次の区分により「①」、「②」又は「③」と表示する。</u></p> <p><u>(イ) 平成29年改正法附則第36条第2項第4号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定するその他の発泡性酒類に該当する場合は「①」と表示する。</u></p> <p><u>(ロ) 同項第3号に規定するその他の発泡性酒類に該当する場合は「②」と表示する。</u></p> <p><u>(ハ) (イ)・(ロ)以外のその他の発泡性酒類に該当する場合は「③」と表示する。</u></p> <p><u>(注) 上記表示を行うに当たり、包材変更</u></p>

改正後	改正前
<p><u>1日以降も引き続き表示することとして差し支えない。</u></p> <p>(ロ) <u>その他の発泡性酒類であった発泡酒の税率適用区分の表示</u></p> <p>A <u>法第3条第18号ロに掲げる発泡酒のうち平成29年改正法附則第36条第5項第2号に規定する発泡酒は、「発泡酒②」と表示する。</u></p> <p>B <u>法第3条第18号ロ(Aの発泡酒を除く。)又はハに掲げる発泡酒は、「発泡酒③」と表示する。</u></p> <p>(注) <u>上記の表示については、令和8年10月1日以降も引き続き表示することとして差し支えない。</u></p> <p>ハ <u>雑酒の税率適用区分の表示は、法第23条第4項第2号《税率》かつこ書に規定する「その性状がみりに類似する酒類」に該当するものについては「雑酒①」、それ以外のものについては、「雑酒②」と表示する。</u></p> <p>(4) <u>発泡性を有する旨の表示</u>  <u>組合令第8条の3第1項第5号の「発泡性を有する旨」の表示は、「発泡性」、「炭酸ガス含有」、「炭酸ガス入り」又は「炭酸ガス混合」の表現を用いる。</u></p> <p>(注) <u>炭酸ガスを加えた酒類は、発泡性を有する旨の表示義務が課せられているか否かにかかわらず、別途、食品表示基準第3条第1項《横断的義務表示》の規定に基づき、添加物としての表示義務があることに留意する。</u></p> <p><u>附則(平成29年法律第4号関係、平成29年政令第110号関係)</u></p> <p><u>第121条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の適用に関する経過措置</u></p> <p><u>第2項関係</u></p> <p><u>1 税率適用区分等に関する「異なる表示」の承認についての取扱い</u></p>	<p><u>相当期間を要する場合等表示をし難い場合には、組合令第8条の3第6項《表示事項》の規定に基づく承認を受けて、一定の期間上記表示と異なる表示をすることとして差し支えない。</u></p> <p><u>(表示例)</u></p> <p><u>発泡性を有するその他の醸造酒(アルコール分5度)で、平成29年改正法附則第36条第2項第3号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に該当するもの</u>  <u>「その他の醸造酒(発泡性)②」</u></p> <p>ハ <u>雑酒は、法第23条第5項括弧書《税率》に規定する「その性状がみりに類似する酒類」に該当するものについては「雑酒①」、それ以外のものについては、「雑酒②」と表示する。</u></p> <p>(4) <u>発泡性を有する旨の表示</u>  <u>発泡性を有する旨の表示は、「発泡性」、「炭酸ガス含有」、「炭酸ガス入り」、「炭酸ガス混合」の表現を用いる。</u></p> <p>(注) <u>炭酸ガスを加えた酒類は、発泡性を有する旨の表示義務が課せられているか否かにかかわらず、別途、食品表示基準第3条第1項の規定に基づき、添加物としての表示義務があることに留意する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>



改正後	改正前
<p><u>平成 29 年改正法附則第 121 条第 2 項《酒税の保全及び酒類業組合法等に関する法律の適用に関する経過措置》の規定に基づき、令和 6 年 3 月 31 日まで従前の例により表示を行う酒類について、同年 4 月 1 日以後も、引き続き従前の表示を行いたい場合は、組合令第 8 条の 3 第 6 項《表示事項》に規定する「異なる表示」の承認を財務大臣（組合規則第 20 条《権限の委任》の規定により委任を受けた税務署長。2 において同じ。）から受けることとする。</u></p> <p><u>この承認により異なる表示をする期間は、最長令和 9 年 9 月 30 日まで認めることとする。</u></p> <p><u>なお、当該承認に当たっては、承認を受ける期間中、組合令第 8 条の 3 第 1 項に掲げる事項の表示が行われていることを消費者等が確認できるよう、同条第 6 項の承認を受ける者が管理・運営するインターネットのウェブサイトにおいて、次に掲げる事項を公表しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 商品名</u></p> <p><u>(2) 内容量</u></p> <p><u>(3) アルコール分</u></p> <p><u>(4) 本来の表示</u></p> <p><u>(5) 異なる表示として表示している事項</u></p> <p><b><u>2 発泡性を有する旨の表示に関する「異なる表示」の承認についての取扱い</u></b></p> <p><u>平成 29 年改正法附則第 34 条《その他の発泡性酒類の範囲に関する経過措置》に定める期間の経過後に、組合令第 8 条の 3 第 1 項第 5 号の「発泡性を有する旨」の表示を行うこととなる酒類について、令和 8 年 10 月 1 日以後も、引き続き従前の表示を行いたい場合は、同条第 6 項に規定する「異なる表示」の承認を財務大臣から受けることとする。</u></p> <p><u>この承認により異なる表示をする期間は、最長令和 11 年 9 月 30 日まで認めることとする。</u></p> <p><u>なお、当該承認に当たっては、承認を受ける期間中、「発泡性を有する旨」を表示していることを消費者等が確認できるよう、同項の承認を受ける者が管</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>理・運営するインターネットのウェブサイトにおいて、次に掲げる事項を公表しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 「発泡性を有する旨」を表示していない酒類の</u>  <u>商品名</u></p> <p><u>(2) 内容量</u></p> <p><u>(3) アルコール分</u></p> <p><u>(4) 品目</u></p>	